

岩手県告示第 951 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 12 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 397 号
- 2 供用開始の区間 奥州市江刺区藤里字上小屋 32 番 1 地先から字雲南 20 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 12 月 22 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 12 月 22 日から平成 22 年 1 月 22 日まで